

(第一類 第一号)

第二十八回国会
衆議院

内閣委員會議録 第二十号

(三三四)

昭和三十三年三月二十六日(水曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長代理 理事 山本 正一君

理事 相川 勝六君 理事 高橋 等君

理事 保科 善四郎君 理事 前田 正男君

理事 石橋 政嗣君 理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

北 吟吉君 辻 政信君

中川 俊思君 永山 忠則君

船田 中君 眞崎 勝次君

栗山 博君 赤松 勇君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

稻村 隆一君 西村 力弥君

出席國務大臣 中村三之丞君

國務大臣 津島 壽一君

出席政府委員

調達庁長官 上村健太郎君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長) 森 治樹君

外務事務官(アメリカ局長) 賀屋 正雄君

大蔵事務官(管財局長) 林 川君

運輸事務官(航空局長) 磯 淳爾君

委員外の出席者 大蔵事務官(主計官) 船後 正道君

専門員 安倍 三郎君

三月二十六日

委員 西村力弥君及び山崎始男君辞任につき、その補欠として山口シヅエ

君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十五日

建國記念日制定反対に関する請願(竹谷源太郎君紹介)(第二二〇七号)

同(佐々木更三君紹介)(第二二五三号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第二二八〇号)

建國節制定に関する請願(床次徳二君紹介)(第二二〇八号)

建國記念日制定に関する請願外二件(坂田道太郎君紹介)(第二二五二号)

同外十七件(大橋武夫君紹介)(第二二七八号)

同外一件(林讓治君紹介)(第二二七九号)

元満鉄社員に恩給法等適用に関する請願(伊東岩男君紹介)(第二二五四号)

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願(大坪保雄君紹介)(第二二七七号)

建設省北上川下流工事事務所臨時職員的身分保障に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第二二八八号)

恩給法等の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願(山下春江君紹介)(第二二八二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十六回国会閣法第一五五号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

○山本(正)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長不在のため、理事の私が委員長の指名により委員長の職務を行います。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案及び第二十六国会より継続審査になっております防衛庁設置法の一部を改正する法律案、右各案を議題とし、質疑を続行いたします。赤松勇君。

○赤松委員 私は航空基地の問題と、これに伴う防衛分担金の問題、すなわち昭和三十年五月七日の予算委員会における私の代表質問に対する当時の重光外務大臣、鳩山内閣総理大臣あるいは一萬田大蔵大臣あるいは杉原防衛庁長官、これらの答弁があるわけでありまして、この防衛分担金の問題につきましても、外務省はまだ来ておられぬようでありまして、大蔵省の方もまだ出席がないようでありますから、この問題はあと回しといたしまして、さしあたり航空基地の問題につきましてお尋ねをしたいと思ひます。同僚の石橋君から御質問もあると思ひますし、なお予算委員会から要求もありまして、防衛庁長官はその方へ出なくてはならぬというところでありますから、一点だけ質問をし、なお私の防衛庁長官に対する質問は留保しておきたいと思ひます。

第一にお尋ねしたいのは、御承知のように米軍のニュー・ルック戦略によりまして、新しく基地に変動が起きました。特に先般伊丹の飛行場は日本に返還をされまして、国際空港として新しく出発し、また小牧飛行場におきましても、近く米軍から返還をされるというところになっておるわけでありまして、ところがこの返還に伴ひまして、防衛庁の方はこの小牧飛行場をば使用する意思があるというところをしばしば表明して参りました。現に松島飛行場における若干の飛行機をば移動させたことも事実であります。これに對しまして地元は、愛知県会、あるいは名古屋市会、また商工会議所等、あげてこれに對しまして反対をいたしまして、これを平和空港として利用したいというところを強く希望しております。あとで私は運輸大臣に対する質問の際に申し上げたいと思ひますが、防衛庁長官にこの際お尋ねしておきたいことは、防衛庁は小牧飛行場をば使用する意思があるのかどうか、全面使用の意思があるのかどうか、そういう希望があるのかどうか、これが第一点。

それから第二点は、共同使用ということをお尋ねするのはいかがでしょうか。共同使用、つまり民間と自衛隊の共同使用

ということを考えておるのかどうか、これが第二点であります。

第三点として、共同使用した場合に、果して民間と自衛隊の共同使用ということとは可能なのかどうか。可能であるとすれば、言葉をかえて言へば、そういう軍優先の原則というものがあるれば、これは大へんことになると思ふのであります。そうでなくて民間も軍も平等に使用するということならば、たとえばF86Dが百二十機あつた小牧の飛行場に常駐した場合、一体その訓練業務あるいは増強というふうないろいろなものを総合いたしましたら、どの程度の使用時間というものを防衛庁は考えておるのかどうか、共同使用が可能であるという以上は、可能な根拠がなければならぬ。民間航空を圧迫しないというならば正しくない根拠がなければならぬ、こう思ふわけでありまして、この三点につきまして、防衛庁長官からまずお答えをお願いしたいと思います。

○津島國務大臣 お答えいたします。まず第一点でありますが、小牧飛行場を他日米駐留軍から返還を見た場合に自衛隊——航空部隊ですが、これが使用する意思があるか、特に全面的に使用するのか、こういう御質問が第一点かと思ひます。御承知のように、わが航空部隊も育成の段階にありまして、今後の計画といたしましては、飛行場は訓練の上、また防衛の上において非常に必要なものでございまして、この小牧の飛行場につきましては、防衛庁と

いたしましては、これが返還を受けた場合にはぜひ使用したいといういきさつになっております。また具体的計画ができておるわけではございませんが、しかし御質問にありましたこれを防衛庁、すなわち航空自衛隊で全面的に使用するかというお尋ねがございました。この点につきましては、まだ部隊の配置その他について十分なる具体的計画ができておらぬときでございます。それから、確定的なことではございませんが、これを全面的に使用しなくても可能なような計画を立てる方が、地元の関係その他の考え方からして妥当ではなからうか、こういう考え方をいたしておる次第でございます。

なお第二の御質問は、そういった場合に共に共同使用と申しますか、民間航空との関係においての共同使用といたしたことが考えられるかというところでございます。民間航空の発展ということについては、われわれも非常な協力をしたいのでございます。また地方の経済発展、日本経済の上からいっても、そういったようなことについて十分考慮をいたしたいと思っております。すなわち他にも事例がないとは申しませんが、これが防衛庁で使用するといった場合に、独占的に使用しないで、十分その間に話し合いをして民間航空にもこれを使用させるといったような言葉——今共同使用という言葉でありましたが、そういったことも十分考へるべきじゃなからうか、こう考へております。

それから第三の御質問でございますが、そういった場合に、自衛隊側の優先的使用で、民間航空の運営に圧迫を加えるとかどうかというように

とが起らないか、こういうことでございます。これは一にその話し合い、申し合せと申しますか、関係官庁その他の関係者と十分協議いたしまして、ともにその目的を達成するような方法の一つ工夫すべきじゃなからうかと思っております。その時期は、実際はその返還という事実が起らないと具体化せぬわけでございます。

なお仮定の御質問のように承わったのでございますが、F86Dが百二十機、訓練のためまたはそこに駐屯するといったような場合だと、非常にその混雑と申しますか、ほとんど他の目的に使用できないような事態が起らないかということでございます。これは先ほど申しました共同使用のいような取りきめのうちにおいてよく考慮されるべき問題でございます。今F86Dというものがあそこに集結して、全部あそこに駐屯訓練をするというやうなことは、とにかく今のところでは考へられないことじゃないかと思うので、仮定の御質問でございまして、またこれも仮定のお答えでございますが、そういった気持ちを申し上げる次第でございます。

○赤松委員 仮定論とおっしゃるならば、私も今度は立場を変えまして、次に質問しましょう。少くとも防衛庁が小牧の飛行場を使用したいという気持ちを保持しておられます以上は、たとえ防衛五カ年計画なりあるいは防衛の全体の戦略に基いて、あの飛行場の使用を考へておられると思うのです。これは決して仮定ではございません。仮定じゃないでしょう、大臣。全体の戦略に基いてその機数の配置をするということに当然考へられることだし、また考へ

なければならぬことだと思うのです。そうでしょう。ただ小牧の飛行場を使用したいということだけじゃないと思うのです。使用する以上は使用の前提に立って、たとえば、板付の飛行場にはどれだけのあるいは千歳の飛行場にはどれだけのあるいは小牧の飛行場にはどれだけの、そうしてその前提になるのは、日本を防衛する場合に、その最大の航空基地は小牧にするかどこにするかというこの戦略というものがちゃんと立って、その戦略に基いて飛行機の配備がなされるわけです。従って小牧を使いたいという場合においては、防衛庁としては当然そういう全体の戦略プランというものはあるはずなんです。全然ないということはおかしいと思う。現に先般松島の飛行場から数機の飛行場に移動してきた。ところが世論の反響にあつて倉皇として松島の飛行場に引き返した。自來今日まで防衛庁の方は地元の世論の出入方を見ておるという態度をとっておるわけです。初めは全面使用ということをしておりましたが、このごろは共同使用というやうな構想に変わってきたというやうに聞いておるのですけれども、この際小牧の飛行場を使う以上は小牧に配備する機数またその離発着に伴う所要時間、それが民間航空を圧迫しないという根拠、そういうものを明確にしてもらわれないと、あの地区における住民の不安は去らないし、われわれとしても納得できないと思うのです。私もただ無責任にあなたにお尋ねしておるわけではない、私はそういう方面ではしろとでございましてけれども、あらゆる航空専門家の意見を聞きまして、ここに資料を整えて私はあなたに質問して

おる。しかしこれを提示する必要はない。防衛庁のそういう計画が明かになるならば、われわれは共同使用した場合理由によつて圧迫しないのだというところが明確にならぬならば、それはそれでまた私も考へ方を変えるかも知れない。しかしそういう点は全然明らかにならないで、民間航空を圧迫しません。共同使用したいと思ひますというだけで、われわれ納得できぬと思ひます。重ねて私は防衛庁長官にお尋ねをしたいということ、もう一点は私はずっとあとで質問しようと思つたのですが、こういう不見識なこととはおそろく防衛庁もおやりにならぬと私は確信しておりますけれども、往々世間でいっておりますのは、今のところ世論の反響がきびしいので防衛庁はだまつておるけれども、国会が解散等になれば、そのすき間をわらつてあそこに航空隊の移動をやらうということを考へておるだらうというやうな不安が現地に突如あるわなんです。われわれはそんなことは信じません。信じませんが、現にそういうやうな不安というものが現地にあらうわけです。前段私が申しました質問と、今私が申し上げました現地の不安を代表して、この際防衛庁長官にさようなことは絶対ございせん、もし共同使用をするという場合においてはこれこれの方法をとる、その方法手段をこの際明確にしてみたい。たとえば現地には国有財産返還の審議会がある。その審議会等の結論を得て、そうしてその後防衛庁が初めて共同使用等の問題について現地と相談をするのか、それとも抜き打ちにやるのか、そういう点について

てあなたの考え方を明確にしてみたいと思ひます。

○津島國務大臣 冒頭に私仮定ということをお願いしたのは、御質問の中に、F86百二十機があそこへ来てどういったやうな行動をとるか、それに使用時間、F86百二十機全部が今のところ将来来たものも入れまして全部みな小牧に持つていつてこれを駐屯せしめ、訓練し、その目的を達成するといふ場合にどうございまして、それから、そういうことはわれわれ今考へてもいいし、仮定の問題である、こう申し上げたわけでございます。なお空団の配置、その他は今後飛行機の増加に伴つて一応の計画は持つておりますが、駐留軍の現在使つております飛行場の返還というものと見合つてやるわけでございます。その意味において、今かりにわれわれが一定の計画をもちましてもズレがあり、またこれを返さなくなる場合もあります。そういう意味において、具体的確定的計画を今日申し上げるということは事実困難な点があるのでございます。要は、この小牧については、ただいま申し上げましたように、共同使用という建前で自衛隊としてもこれは使用したい、こういう方針を持つておる。そこで具体的にどういう方法でやるか、どの程度のものをも自衛隊として配置するかという問題が今後のいろいろ御相談したい問題でございます。それについては、ただいま御指摘ありましたように、管財局の部面、大蔵省でございまして、その御意向もあるでしょう。また運輸省側の御意見もあるでしょう。また地元の方の御意見もあるでしょう。そういったものを十分に話し合つて、と

もに妥協なことで具体的な話し合いをした、こういうふうに出し上げたわけだ。それでは防衛庁はこれをどう使うのだというのを先に申し出して、これをあくまでもという格好にする。これは将来のために買収するかどうかということについて、意味において、私の先ほどの答弁は、いわゆる各方面のいろいろな意向と適合して方針をきめたい、こういうような意向を申し上げた次第でございます。

○赤松委員 一応の計画を持っておるとおっしゃいましたが、私はそうだと思いません。計画なしにその基地を使用したいというようなことはおそれない、これは長官のおっしゃる通りだと思えます。そこで一応計画を持っておる、その計画はもう示してもらわなければならぬ段階にきている。現に地元におきましては、商工会議所あげて反対運動をやっていることは、あなたの御承知の通りです。あなたのところにも陳情書がきています。県議会会においてもこれは決議されている。従って住民の意思は確定しているのです。そこで話し合いの段階ということになりますと、具体的には国有財産返還の審議会、この審議会に大蔵省が諮問をして、そこでその際上っておる世論を十分取り入れて審議会で結論を出すことが正しいと思うのです。その際あなたの方は、地元はもう共同使用もいやだ、こう言っているのです。ところがその際あなたは相談をする、相談をするとおっしゃるのは、少くとも共同使用に關しまして、これこれの部分を使わしてもらいたいということだと思ふのです。そうなれば、その

一応の計画と、それから相談をする場合のあなたの構想、そういうものをこの際明らかにしてもらわなければ——そうしてそれは遠い将来のことじゃないのです。もう返還は目の前に迫っているのです。これをこの際せひ明らかにしてもらいたいと思う。そうでなければ地元の住民の不安は消えませんがどうですか。

○津島國務大臣 どういった程度に、自衛隊が小牧の飛行場を使用するかという具体的な計画をここで示せ、こういうお話でございます。これは地方の側の意向も最近いろいろ伺いました。それに対しては、もう少し意見を十分お聞きし、また関係省との話し合いもした後に、私どもは具体的な計画を定めたのでございまして、いきなり一方的にこうやるのだ、こう先に申し上げることは、この話し合いを円満にするゆえんではないと思ひますから、どうかこの際そういう具体的なことをここで言明せよということ、しばらくとこの猶予をお願いしたいと思ひます。

○赤松委員 共同使用する場合に、民間航空を圧迫しない、共同使用は可能であるという根拠を示してもらいたい。

○津島國務大臣 御承知のように小牧の飛行場は、相当広い設備の整ったものでございまして、でありますから、どの程度民間航空のためにこれが利用できるといふその計画も伺つて、それに調整を加える必要があると思ひます。民間航空を圧迫しないといふことです。民間航空の使用の度、時期、そういったいろいろな点、具体的な計画を承つて、その上でこの程度

にやればいいたうとか、そういう話し合いはあるので、民間航空を圧迫しないという抽象的な言葉ではもう今日の段階では、これは円満に話し合いがつくわけにいきまいと思ひますので、私どもは、民間航空といふのはどういふ計画をお持ちだ、何年後にはこの程度になるとか、そういうことをまずお聞きして、それでわれわれはこれに協力をする、こうやればいいたうとか、あるいはお互いに譲っていくのが妥協ではないかといふことになるのではないかとと思ひます。これにつきましては、私はここに運輸大臣もおられますが、運輸省の關係が重大ななを持つておると思うので——おそらく運輸大臣とい

えども、民間航空を絶対にじやないといつても、その計画がわからないのにじやまならないといふのは、私は申し上げることはできないと思ひます。どうぞそれで一つ御容赦といつか、御了承願ひたいと思ひます。

○赤松委員 いや、よくわかりました。それは政府の部内で意見が統一されてない。当然この施設の管理は調達庁がやっておる。しかし現実にはまだ米軍から返還されてない。防衛庁としても使いたいという気持はある。それから日本全体の防衛の戦略は持つておるけれども、機数の配備等はまだ考へていない。これから地元とよく相談をして、そうして共同使用等についてできる限り民間航空をば圧迫しないようにしたいのだ、しかしながらそういう相談はまだできていないのだ、こういうような御答弁であつた私は理解いたします。そこで運輸大臣にお尋ねしたいのですけれども、運輸大臣は、さきに伊丹の空港につきましてこれを

国際空港にしたいだきました。この点につきましては、私は運輸大臣の見識に敬意を表します。御承知のように、もう羽田の飛行場は、国際空港としてはほとんど役に立たない。私はしろとすけれども、これもいろいろな面から調べて参りました。従つてどうしても羽田だけでは国際空港としては適当でない。伊丹の飛行場がクロージ・アップされて、運輸省の非常な御努力によつて国際空港になり、今度は膨大な補助金も出されるようでございますが、伊丹と小牧とは問題になりません。小牧の方がいろいろな条件においてよほどすぐれておるわけです。これもまたあとから申し上げますが、そこであなたにお尋ねしたいのは、防衛庁の方はまだ希望のなものをしか持つていないわけですね。防衛庁の方針といふものは、今お聞きすれば確定してありません。すべて運輸大臣がイニシアチブを持つておられる。そこであなたにお尋ねしたいのですけれども、羽田、伊丹、小牧等は当然これは平和空港として使用されなければならぬものである。ことにこれが国際空港にすることがいいかどうかという問題はしばらくおくといたしまして、少くとも現地の世論は、平和空港にしてみたいといふことをききよく言ひ、去る三月十七日商工会議所の会頭以下現地の代表は岸内閣総理大臣と会見をいたしまして、そしていろいろ折衝をいたしました結果、岸総理は、十分に検討して現地の意見を尊重して、できる限りそのようにしたいといふことをば申しておるのであります。さらに河野経企長官が二十二日名古屋におきまして

新聞記者会見をやつた。その新聞記者会見におきまして彼はどういふことを言つていかういふことを、小牧の国際空港化といふことは必要だ、地元の意見を十分尊重したい、ことに自衛隊の基地といふものは都心に近いところに置くべきものではない、これは都心からずつと離れたところに置くべきものであるといふことを、河野長官はつきり言つておるのであります。そうしますと、総理もそう言明しておる。それから河野長官もそう言つておる。地元の中野日本新聞の社説におきまして、これは当然国際空港とし平和空港として使用するべきであるといふことをやはり強調しておる。これは三月二十三日の社説です。こうなりますと、政府部内におきましては、自衛隊の基地としては都心に持つべきではない——御承知のように、あれは名古屋から神戸までの今度の弾丸道路のスタートです。そういうところに自衛隊の航空基地を置くべきでない、こういうことを河野長官はつきり言つておる。私は運輸大臣もそうだと思ひます。この際運輸大臣は一つはつきり自分の考えを明確にして、そして地元の不安をば一掃してもらいたい、こういうふうに思ふのですが、運輸大臣いかがでしようか。

○中村國務大臣 羽田あるいは伊丹、小牧、これについてお話になつたのですが、羽田は今拡張いたしておりまして、あれにジェット機を入れるということでございますから、将来私は一そう国際空港として発展せしめるべきものと思つております。それから伊丹は今土地を買収しなければならぬので、その経費を要求したのでございする

が、所期の目的を達せず、五千万円の調査測量費のみにとどまったのであり

という理由は一体何なのか、それ
を一つ明確に願いたい。

○中村國務大臣　ただいま防衛庁長官

からもお答えになったように、防衛庁の希望もございますから、私はこの希望をむげに排除することはできないのので、この点については話し合いをしていく。しかしあの小牧を国際空港として発展せしめて、あなたのおっしゃる住民の要望に沿いたいという努力は私はいたすつもりでございます。

○赤松聖員　希望を排除するわけには
いかないということをあなただはおつ
しゃいますけれども、排除するわけに
はいかないというには、国防上何か重
大な意味があるのですか。少くともあ
なたがそうおっしゃる以上は、そうい
う点について国防上これこれの必要が
あるのだというようなことについて、
防衛庁長官とお話し合いになったこと
がありますか。そうでなければそうい
うことは出てこないと思いますが、一
体それはどうなんでしょうか。

○中村國務大臣　しかし民間空港にするにつきましては、これはやはり防衛上の希望も聞いてみなければならぬのであります。それでですから私は一が

いに排除することはできないと申し上げ

ておると思います。しかしこれはまだ返らないのであります。伊丹は三月十

八日に返つてしまつて、これはもう當々やつております。しかし返らないからといつて、將來あなたの言われるように返るものと見通されますならば、それは今からでも準備をしなければなりませんけれども、現在私は防衛庁長官と直接話したことはございません。しかし両省の間で事務的に交渉を進めておる、話はしておると私は思ひませ

す。しかし先ほど来あなたに対して防衛庁長官が答えられましたところを、私はお前が勝手にやっているんだ、勝手な答えだとは言えません。これは私

どもは防衛庁長官と話をしていきたいということは、これは私どもの立場も一つ御了承を願いたいと思います。

○赤松委員　現地の司令官はこの夏ま

では返還するということを声明しているのです。従つて基地の返還ということはもう既定の事実として現地で扱っているわけなんですが、この点、

○上村政府委員　小牧につきましては、私も米軍と接触をいたしておりますが、現在のところ撤退の意思を私

どもに言うておりません。また現地司

○上村政府委員 私どもの接触いたして
おりますのは、日米合同委員会の下

部委員会に施設委員会というのかございまして、その施設委員会の面において接触をいたしておるわけでございます。

○赤松委員　それでは、私の方から公
式に米軍の方へ問い合せて、それでも
しあなたの確認を得た情報と違つて
おつた場合にはどうしますか。

○上村政府委員　私どもの方で接触い

たしており、米軍側は返還の意思は現在持っておりません。また時期等については私どもの方にはもちろん言うてきておりません。

○赤松委員 それじゃこの際一つあなたの方へ意思がないという表明をした米軍側の責任者の名前を発表して下さい。

○上村政府委員 合同委員会の下部委員会である施設委員会代表でござい
す。

○赤松委員 施設委員会の代表、名前

は何といふのです。

○上村政府委員 カアネル・シュル士佐です。

○赤松委員 そこで今度は防衛庁長官

にお尋ねしたいのですが、あなたの方で基地返還後それを使用したという希望をしばしば表明されていることは事実なんです。今調達庁の長官

あなたたちも、それは永久に返還しない、あるいは返還の意思はないのだ、

そういうことを一顧も政府は言つてお
りません。近く返還をされる、されな
い場合、一つこうこうし、ましようとい
うことでずつと話し合ひがきてゐる。
今唐突として調達庁の長官が米軍
の方は意思を持っていない、そういう
ことが意思表示されておる、こういう
ことを言われましても、私どもにわか
にそれを信用するわけには参りませ

うことがやはり政府の部内から出てきている。共同使用する場合に民間航空を圧迫しないことをしばしば言われている。民間航空を圧迫しない根拠として、それを一つ明らかにしてもいい、こういうのですよ。その程度のものでお示しになる責任は、私はあなたにあると思う。この委員会でもそれを明らかにする責任はあなたにあると思う。どうですか。

○津島国務大臣 その点については先ほどお答え申し上げたつもりでございますが、駐留軍の現に持つておる飛行場、演習場等は、具体的に返還の通知が公けにあれば、これは直ちにこれをどうするかということが問題になるわけですから。従来もこれは返還するだろうと思つたところで、またそれを使用すると言ひ、またその時期が明確にならなかつた例が非常に多いのでございませう。今の具体的小牧についても、このように使用したいという希望がありまして、これを全面的に返還を受けてやる時期が実ははっきりしない。しかし客観情勢において各地の空港あるいは演習場等が逐次撤退を見、返還しておるという事実があるのをごさいますから、そういう事態に処するのためのいろいろな計画は考慮する必要はあります。しかしこれは確定的の問題として、こういう問題であるからということで防衛庁としてここで申し上げるわけにはいかない。特に具体的問題としては民間航空がどの程度に利用できるというか、あるいは使用機数がどういふふうになるかという計画と相俟つて、考えようという立場からいって、こちらは一方的にこうするのだ、こう申し上げることは、私はい

ろいろな各省との協議の關係その他において、かえつてそれは支障になるものではないかと思ふのです。先ほど申し上げましたように、この際としてはそういう具体的計画を申し上げることは差し控へたいということを御了承願ひたい、こう言つてゐるわけでございます。

○赤松委員 大蔵省にお尋ねします。大蔵省の方はたしか現地に国有財産に關する審議會を作つておる、これは東海財務局の方でおそらくやつておられると思ふのですが、審議會をお作りになつておられますが、この審議會でこの問題をおかけになつたことはありますか。そういう報告は聞いておりませんか。

○賀屋政府委員 お話の通り、東海財務局に付置されております国有財産地方審議會というものがございまして、管内の重要な国有財産の処分につきましては、これに付議することになつておりますが、本件につきましてはまだ返還されておられませんので、一度も付議いたしておりません。

○赤松委員 これは返還後の話なんですけれども、審議會におきまして、民間航空で使用すべきであるというような結論が出た場合、大蔵省はどのような態度をとられますか。

○賀屋政府委員 国有財産審議會と申しますのは、これは一つの諮問機關でございます。法律的には必ずしもその決定には拘束されないと思ひますが、地方審議會を置きました理由にかんがみまして、審議會の結論は十分尊重いたしたいと思ひます。

○赤松委員 あなたもだいたいお知つてゐると思うけれども、都合のいい

ときは審議會々々と言つて、これは中村さんも御存じだが、われわれが何度も審議會のことを聞くと、都合のいいときは審議會の答申を尊重してなどと言つて、答申が出てしまつて審議會は諮問機關でありまして、法律的には強制力がありまじやうか、拘束力があるものと、いつもこんなことを言ふのですが、そういうことは別として、今管財局長にお尋ねしますと、明確に審議會の結論は尊重する、こういう御答弁なんです。これは当り前のことですが、それは尊重してもらわなければ、何のために審議會を置いたかわからないということになるわけでございますが、そこで審議會でそういう結論も出た、果議院においても民間空港として使用すべきであるという決定が行われておる。それから現地の商工会議所もあつてそれを希望しているということになつて参りますと、私は自衛隊が幾ら希望されても、この点についてはやはり現地の住民の意思を、なかなか経済その他の主導権を考慮してもらひまして、決定してもらわなければならぬということになるわけでございますが、この点について運輸大臣はどのようなお考えでございませうか。

○中村国務大臣 あなたの仰せのようによろしく考へます。しかし防衛庁の御希望は、これは私は先ほど来申し上げておりますごとく、排除することはできない、こういう考えを持っております。しかし小牧が現在空港として民間航空もここに百八十機ぐらゐり着陸したりいたしておりますから、これは私は小牧も羽田、伊丹のごとく、国際空港として発展するように希望いたします。し

かし繰り返して申しますが、私の方の単独でそうしたくないのです。やはり防衛庁長官とよく相談をいたしまして、防衛庁の御希望も私も考へなければならぬという、この両者の立場は一つ御了承願ひしておきたいと思ふのでございます。

○赤松委員 外務省にお尋ねしたいのです。か、ダレス・重光会談で、西太平洋全体の防衛に關する協定が成立をしまして質問をして、この協定は要するに条約の延長ではない、従つて両国政府の単なる政治上の行政的な取りきめであると思ふということを質問しましたときに、鳩山前総理は、その通りだ、従つて鳩山内閣は道義的責任を負うけれども、鳩山内閣と方針の違ふ政府ができた場合には、その道義的責任を負ふ必要がないということをお国会において明確に答弁されております。その際その協定の中で、八十億円の基地施設の費用が防衛分担金から使われるということが協定されたわけなんです。この八十億円の使途につきまして、当時まだ秘密になつておりましたが、私は予算委員会におきまして、この拡張を予定される飛行場、すなわちダレス・重光会談において協定されました拡張飛行場というものは次の六つではないか、すなわち板付、新潟、小牧、千歳、立川、岩国、この六カ所ではないかということを質問いたしました。が、当時重光さんは秘密にしてこれを答へませんでしたけれども、それからすくこの協定の内容がアメリカ側によつて発表されて、それが明らかになつたわけでありまして、当時防衛分担金に計上されておりましたこの八十億円の

中から、小牧の飛行場には一体どの程度使われておるのであるか。これは現地におきまして調査庁の出先の局長が、その数字をあげて商工会議所で説明しております。私は、この際、政府のどの部内の人でもけつこうです、大蔵省でもよろしい、外務省でもよろしい、防衛分担金が小牧にどの程度使用されておるのであるか、これを一つ御答弁願ひたい。

○上村政府委員 防衛分担金のうちから約十億でございます。

○赤松委員 この十億は、防衛分担金の何年度のそれから出ておりますか。

○上村政府委員 若干今後使用の分が残つておるようでございますが、大部分三十一年度と三十二年度でございます。

○赤松委員 幾ら残つておりますか。

○上村政府委員 現在御承知のように、集団移転をやつております。それに要する費用約一億であります。

○赤松委員 それから、なお現地では拡張を急いでおりますが、これは米軍側の希望で拡張しておるわけですか、それともその他の事由によるものですか。

○上村政府委員 米軍側の要望によるものでございます。

○赤松委員 そこでお尋ねいたしますが、一億の剰余金がある、そうすると九億使われたということになるわけですが、この九億はどこにどういふふうに使われておるか、それを一つ明らかにしてもらひたい。

○上村政府委員 恐縮であります。後ほど書面で差し上げたいと思ひます。

○赤松委員 それは、あなた重大です

よ。十億のうち九億が使われている。

これはおそろく当時協定された八十億の中から出ておられるのでございませうけれども、とにかく十億という大金が使われている。施設の管理をあなたが行ってくださるのでしょうか、その調達庁の長官が、小牧飛行場に使用したところの十億の金の使い道がわからないというのでは、私は大へん困ると思う。後ほどお答えいたしますのでは困ります。内容を明らかにしていただきたい。

○上村政府委員 費目が非常に多いこととございまして、金額もこまかく分れておられるのでございまして、後ほど書面を提出いたします。

○赤松委員 三十一年度に使いました金の決算報告は、どこに行われておりますか。

○上村政府委員 三十一年度は決算になって、報告になっておられるのでございませう。

○赤松委員 どこに報告になっておる。

○磯説明員 三十一年度の使いました経費につきましては、他の経費と同様、その年度の決算につきまして、検査院の方に報告をいたしております。

○赤松委員 これは確実に検査院の方に報告されておりますか、よろしいですね。——それで、これは調達庁の方でみなお扱いになったのですか。米軍の方には全然行っておりませんか。

○磯説明員 ただいま申し上げました金額は、米軍側の経費ではございませう。国内的に、日本政府が使いました経費でございませう。

○赤松委員 そうすると、その金額は防衛分担金の中の日本側の負担金の中から出ておる、こういうことですか。

か。

○森(治)政府委員 ただいま調達庁から御答弁になりました額がどこから出ているかというところは、私は実は承知いたしておらないのでございませうけれども、ただいまの御説明によりまして、三十年、三十一年の防衛分担金の中からお出でというふうな御答弁であつたと思ひます。そうなりますと、三十一年度の防衛支出金の中から出ていくというところとございませう。私どもの扱っておりますところによりまして、防衛支出金は、三十一年度は施設提供費として九十九億が支出されておられます。この中から、果して出ておるかどうかは、外務省としてはわからない次第でございませう。

○赤松委員 今外務省のそれなんですけれども、実は当時、私が予算委員会におきましてこの点を一萬田大蔵大臣に質問したら、驚くべき事実が見えられたわけなんです。というのは、防衛分担金につきまして、私は率直に言つてこういう疑念を持つておる。これは一つ皆様も日本人として聞いてもらいたいのだが、数字の上では、なるほど防衛分担金は双方に数字が出ている。ところが実際に使用される場合に、米軍がどれだけ負担しているかということとは明確になつていない。明確になつていませうか、一々領収書をとつておられますか、とつていないでしよう。だから、その半額は米軍が負担する、こういうことに行行政協定にも書いてありますし、それからいろいろな約束にはなつておつても、実際にはそれができていないわけですか。できていないでしよう。どうですか。

○森(治)政府委員 米側の全体の経費

がどのくらいになるかということとは、私どもとしても推測のしかたはないわけにございませう。ただ分担金がいよいよローカル・コストと申しますか、そういうものの半分を日本側で、半分を米側でという考えも、分担金の折衝を行つた際に、一応双方の主張の間に出了たことは事実でありますけれども、御承知の通り、行政協定二十五条によりまして、分担金は一億五千五百万ドルというところで決定された次第でございませう。その後米軍の撤退等もありまして、また日本の防衛力増強等もありまして、これらの点を考慮しまして、重光大臣とアリソン大使の間で一般方式というものが結ばれて、それによりまして日本の防衛のための支出が増加する場合には、その半額だけ防衛分担金から引いていく、こういうことが従来の経緯になつていまして、ございませう。

○赤松委員 従つて米軍の方がどれだけ分担したかということとは、実際にはわからないわけですか。それで日本政府の分担金については、たとえば施設提供費等にいたしまして、おそろくこれは日本銀行へ預けられまして、そこから小切手でもつて使つていられるのでしよう。そういう使用方をしているのでしょうか。その結果については会計検査院に全部報告されておられますか。

○森(治)政府委員 この点は大蔵省の所管でございませうけれども、私どもの承知いたしております範囲におきましては、先方から要請がございまして、それに応じて大蔵省で、日本銀行ですか、納入の手續をとられる、こういうふうな了解しておりますが、これは大蔵省の所管でございませう。

○磯説明員 先ほど申しましたことで追加しておきたいと思ひます。先ほどの十億というお金は国内の諸費でありまして、これは施設提供諸費でございませう。従つて防衛分担金ではございませう。

○赤松委員 実際にはこの防衛分担金から出るいろいろな使途につきましては、その明細は明らかになつていないわけですか。当時たしか調達庁は大蔵省から委託されまして、アルバイトを五、六人使つて、倉庫に二はいばかり入つておられる米軍側の領収書の翻譯をやつておつたと思ひますが、今でもやつておられるかどうか知りませんが、とにかくそういう形において、俗に防衛分担金というふうには呼ばれていませうけれども、分担ではなくて、一方的に処理されて、米軍の方がどれだけ出しているか、現実には明らかになつていないことはほんとうだと思ひます。

そのことはさておきまして、そこで小牧に投ぜられました経費は十億、そのうち一億が残つておる、こういうこととございませう。この点につきまして、なお私は後ほど資料を添えて、調達庁の長官等に、あるいは大蔵省の方に對しましていろいろ質疑をしたいと思ひますけれども、最後に小牧の問題につきまして、もう一つ念を押しておきたいと思ふのであります。今まで明らかになつた点は、防衛庁長官と運輸大臣との間には、いまだ小牧の基地返還後の使用方法について話し合ひをなされていないということが明らかになりました。しかしながら運輸大臣といたしましては、これを民間航空として使つていきたいという考えではあるが、なお防衛庁の希望もあるもので、なかなか

か一方的にはきめかねる、しかしよく相談してみたいと思ふと言ひ、防衛庁長官の方は、小牧の基地を自衛隊で使いたいという希望は依然持つていられる、その際に民間航空を圧迫しないよう

に——これは民間航空と並用するといふ考え方が前提になつておるようでありませうが、その際には民間航空を圧迫しないという根拠についてこれを明らかにするといふことは、時期としては少し早いうちに思ふ。もうしばらくたつて、もう少し時期が熟してから、具体的にこういう点については相談をしてみたいと思ふ、こういうような御答弁であつたと思ひます。

なお大蔵省といたしましては、現地の審議会の意見を尊重して、その返還後の国有財産の処理についてはきめていきたい、こういうこととございませう。そこでいつごろ返還されるかといふことにつきましては、調達庁の長官の方では、いつ返還されるかといふことの意思表示はまだ米軍からはな

い——何か永久使用というふうなことをちらつとおつしやいまして、そんなことじゃなかつたです。まだ返還の意思が公式的にわれわれの方に示されていらない、こういうお話でございませう。この点につきましては、さらに私どもは独自の立場からいろいろ調べてみたいと思ひます。現地司令官においてもすでに意思表示をされておるのであります。しかしいづれにしても、返還の時期はそう遠くはないと確信しております。そこで岸総理もすでに検討を約束され、河野長官も都心から離れた所に基地を置くことが望ましい、そうして小牧が平和空港になることが望ましいことである、こういうことを

言われておるわけでありませう。

そこで政府の方は返還後態度をきめるんだというのではなくて、すでに、たとえば運輸省の何々局長の発言として、出先においていろいろ発言をされておるわけです。ですから返還後政府の態度をきめるということではなくて、返還に伴う国有財産の処理について、大蔵省それから防衛庁、それから運輸省、これら三者でいつごろ結論を出しになるか、あるいは、津島長官は、いや、それは返還後相談したいと思うというようなことを言われるわけですが、すでに運輸大臣が御答弁になりましたように、事務当局の間においては、このことについて具体的な折衝が行われておるのです。あなたがみしもつけて、さあ答弁しろと言え、そういう答弁しかできないと思うのだけれども、しかしそれは不親切だと思ふ。現実にはすでに事務当局間で話し合いも進行しておるのではありませんから、ここで一つ、防衛庁の長官はよろしいが、運輸大臣から、政府部内の意見をまとめて、自分の責任においてこれこれの方針を出したいと思ふ、大体その期日はいつごろになるということの明確な御答弁をお願いしたいと思うのですが、どうでしょう。

○中村国務大臣 私からいつ何日ということは、ちょっとお許し願いたいと思ひます。防衛庁長官と私と共同責任において解決していきたいと思ひます。

ことはあります。

○賀屋政府委員 ほかの問題と一緒に全般的な国有財産の処理の問題については報告いたしておりますが、特に小牧の空港の処理については、まだ相談いたしておりません。

○赤松委員 先般地元代表が参りまして大蔵大臣と会つていろいろ話したときにあなたは、よく相談をして、そのうして態度をきめたいというようなことを言つておつたやうでありますけれども、もしそういう話し合いがないとすれば、はなはだ遺憾だと思ひます。これはむしろ返還後の処理でございますけれども、やはり問題が問題だけに、今から大蔵省としての方針もきめていかなければならぬと思ふのです。あなたは審議会の意見を尊重してとおっしゃいましたが、大蔵省としては民間航空にすべきであるかそれとも自衛隊の基地にすべきであるか、どちらが国策上適當であるか。どんなふう

に考へておられますか。

○賀屋政府委員 大蔵省としての確定的な意見と申し上げられるかどうかは疑問でございますが、私の考へておりますところは、先ほど米岡大臣からるる御説明がございましたように、兩者においてそれぞれ使用の御希望がございまして、国有財産を処理いたします立場からいたしますれば、やはりどちらとも国の機関でございしますので、兩者の使用計画を具体的に伺ひいたしまして、できるだけその間に円満な話し合いを遂げていただきまして、調整をはかりましたところで処理いたしたいと考へております。

○赤松委員 政府においてはすみやかにこの問題に対する結論をば出してい

ただくよう、その結論は、われわれも希望し現地も希望し、また日本の国民全体が希望しておるところは、言うまでもなく平和空港として活用してもらいたいというところにあることを、十分一つ銘記されまして、そのように善処せられんことを希望いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○山本(正)委員長代理 これにて暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和三十三年三月二十八日印刷

昭和三十三年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局